

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 152-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 3 年 1 月 12 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

### 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

### 第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局 議会事務局

### 第 3 監査の期間

令和 2 年 4 月 15 日（水）

### 第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容 別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：議会事務局】

区分	内 容	措 置
指摘事項	<p><b>1 契約事務について</b></p> <p>予定価格が、契約規則第 23 条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合でも、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例が見られたので、関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>予定価格調書については、契約規則第 23 条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合であっても、今後は全て作成を行うよう改めた。</p>
指導事項	<p><b>1 契約事務について</b></p> <p>平戸市議会本会議及び委員会中継システム運用業務の検査調書に記載誤りが散見されたほか、議会会議録検索システム用データ作成業務については、仕様書が業務内容に見合ったものとなっていなかったため、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>検査調書の記載については、令和 2 年度の出来形分より適正な内容に改めた。また、仕様書については、次年度よりそれぞれの業務内容に見合ったものとなるよう変更することで、当該業者とも協議・調整を行ったところである。</p>
	<p><b>2 フェリーチケットの受払簿について</b></p> <p>大島フェリーチケットについては、受払簿の残高とチケット残数が一致していなかったため、適正な管理に努められたい。</p>	<p>大島フェリーチケットの残数と受払簿の残高が一致していなかった件については、確認の結果、当初往路がフェリー、復路がチャーター使用の予定だったものの、他の出席者等との都合により、急遽往路もフェリーを使用したケースがあり、その時に使用したチケット 1 枚分が、受払簿に記載漏れとなっていたことから、今後は受払簿に記載漏れがないよう注意を払い適正な管理に努めたい。</p>